

上記議案を提出する。

令和5年2月28日

下関市教育委員会  
教育長 児玉典彦

下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

下関市教育委員会事務分掌規則（平成17年教育委員規則第5号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後														
<p>(内部組織)</p>	<p>(内部組織)</p>														
<p>第4条 事務局の内部組織に、教育部を置く。</p>	<p>第4条 事務局の内部組織に、教育部を置く。</p>														
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>														
<p>3 課の分掌事務の一部を重点的に推進するため、次の表の左欄に掲げる課に同表の右欄に掲げる室（以下「課内室」という。）を置く。</p>	<p>3 課の分掌事務の一部を重点的に推進するため、次の表の左欄に掲げる課に同表の右欄に掲げる室（以下「課内室」という。）を置く。</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1015 1106 1069 1697">課</th> <th data-bbox="1015 1697 1069 2103">課内室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1069 1106 1123 1697">学校教育課</td> <td data-bbox="1069 1697 1123 2103">生徒指導推進室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1123 1106 1177 1697">生涯学習課</td> <td data-bbox="1123 1697 1177 2103">青少年補導センター</td> </tr> </tbody> </table>	課	課内室	学校教育課	生徒指導推進室	生涯学習課	青少年補導センター	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1015 109 1069 698">課</th> <th data-bbox="1015 698 1069 1106">課内室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1069 109 1123 698">学校教育課</td> <td data-bbox="1069 698 1123 1106">生徒指導推進室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1123 109 1177 698">学校保健給食課</td> <td data-bbox="1123 698 1177 1106">学校給食再編整備室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1177 109 1236 698">生涯学習課</td> <td data-bbox="1177 698 1236 1106">青少年補導センター</td> </tr> </tbody> </table>	課	課内室	学校教育課	生徒指導推進室	学校保健給食課	学校給食再編整備室	生涯学習課	青少年補導センター
課	課内室														
学校教育課	生徒指導推進室														
生涯学習課	青少年補導センター														
課	課内室														
学校教育課	生徒指導推進室														
学校保健給食課	学校給食再編整備室														
生涯学習課	青少年補導センター														
<p>(分掌事務)</p> <p>第5条 教育部に置く課及び係の分掌事務は、次のとおりとする。 教育政策課</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第5条 教育部に置く課及び係の分掌事務は、次のとおりとする。 教育政策課</p>														

<p>略</p> <p>学校保健給食課 保健係 (1) ～ (9) 略</p> <p>給食係 (1) ～ (4) 略</p> <p>第5条の2 課内室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>生徒指導推進室 (1) ～ (10) 略</p> <p>-----</p> <p>青少年補導センター (1) ～ (3) 略</p>	<p>略</p> <p>学校保健給食課 保健係 (1) ～ (9) 略</p> <p>給食係 (1) ～ (4) 略</p> <p><u>(5) 学校給食再編整備室との連絡調整に関すること。</u></p> <p>第5条の2 課内室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>生徒指導推進室 (1) ～ (10) 略</p> <p>学校給食再編整備室</p> <p><u>(1) 学校給食施設再編整備の計画作成に関すること。</u></p> <p><u>(2) 学校給食の公会計化に関すること。</u></p> <p>青少年補導センター (1) ～ (3) 略</p>
---	--

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

学校保健給食課の課内室設置に伴い、所要の条文整備を行うもの。

下関市教育委員会の組織改編について

令和5年4月1日付けで下記のとおり組織改編を実施いたしますので、報告いたします。

記

- 1 「学校保健給食課」に課内室「学校給食再編整備室」を設置  
老朽化している学校給食施設の再編整備を進めて行くこと、及び給食費の公会計化の推進のため、「学校保健給食課」に課内室「学校給食再編整備室」を設置するもの。
- 2 「蓋井中学校」の開校  
離島における学校教育の機会均等、継続的な学びの場の保障のため、蓋井島に「蓋井中学校」を開校するもの。
- 3 「豊浦幼稚園」の閉園  
下関市立就学前施設の整備基本計画（後期計画）等に基づき、園児数の減少が進んでいる「豊浦幼稚園」は、近隣に位置し、施設の老朽化が著しい「長府第一保育園」と統合して幼保連携型認定こども園へ移行するため、「豊浦幼稚園」を廃止するもの。

## ■給食費の改定について

コロナ禍や世界情勢の影響により、物価高騰等による食材原材料の価格上昇が続いており、児童生徒の栄養摂取量を考えた場合、給食費の範囲内での給食提供が困難となりつつある。このため、給食費の見直しを行い、令和5年度より給食費の改定を行うもの。

### 1. 下関市立小中学校給食費検討会の開催

○第1回 9月29日、第2回 10月25日(令和4年第4回定例会報告済み)

○第3回 12月16日

モデル献立を作成し、価格に合わせた献立内容や栄養価を充足させる場合の献立内容などから、価格と栄養より必要とされる給食費の価格帯を以下のとおり求め、この範囲内で改定額を定めることとした。

なお、下限値は、令和4年度2・3学期の物価高騰に対応した額とした。

【給食費改定の検討に係る価格帯】

- ・中学校: 335円～350円
- ・小学校: 290円～300円

【参考:令和4年度2・3学期】

- ・中学校: 335円(300円)
- ・小学校: 290円(260円)

### 2. 給食費改定額

#### (1)改定額の考え方

- ・給食を実施するための食材が調達できる費用の確保
- ・給食で摂取できる栄養価の確保(学校給食実施基準)
- ・保護者負担が過度にならない

以上から、1. で求めた価格帯より、その中間値を改定額とした。

#### (2)改定額

	改定前	改定後
中学校	300円	340円
小学校	260円	295円
宇賀小	280円	310円

#### (3)保護者負担

ボートレース未来基金を財源として、給食費の半額以上を市が支援し、保護者負担の軽減を図る。(実施予定期間:令和5年度～令和7年度)

